

## 意匠の類否判断における 需要者の意義と可能性 (2)

東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授  
鈴木 公明

(no.276からのつづき)

意匠の類否判断における各部の評価にツールミンモデルを適用する場合、論証の各要素の対応関係は表3ようになる。なお、意匠の類否判断を含む知財実務の議論においては、一般に様相限定(主張の蓋然性の程度)と論駁(立論が適用されない範囲の宣言)が重要な論理を構成することは多くない。

表3 ツールミンモデルと意匠の類否判断<sup>1)</sup>

ツールミンモデル	意匠の類否判断
データ	事実認定
主張	注意を引く／引かない および その程度
論拠	注意を引く／引かない理由
裏付け	審査基準の各観点 および／または 学説・判例
様相限定	—
論駁	—

### 6. ケーススタディ

社会の変化に対応して新たな手法を柔軟に取り入れていく姿勢は、知財戦略策定のような抽象的な業務に限られず、非技術的知財のマネジメントのあらゆる場面で必要である。ここでは、意匠中間処理において、エスノグラフィーとツールミンモデルを適用する試みが奏功した例<sup>2)</sup>を紹介する。

#### 〈事案の経緯〉

本願は、2011年4月20日付英国出願等を優先権主張の基礎として、2011年10月20日に日本国に出願された、意匠に係る物品「シガレットパック」、出願人JT International S.A. (以下、出願人)の意匠登録出願である(図3)。

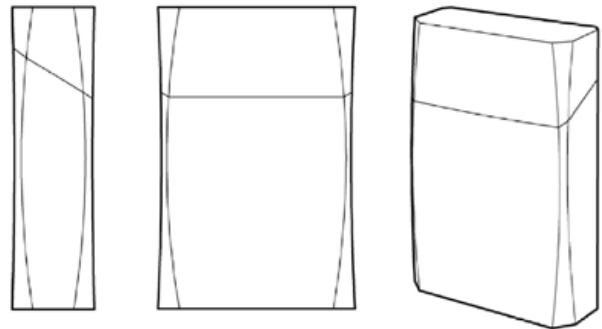


図3 本願意匠

本願に対し日本国特許庁は、2001年12月31日発行の公報に掲載された国際意匠登録第DM/057942号のシガレットパックの意匠(図4)を引用し、これと類似することを理由とする拒絶理由を出願人に通知した。

出願人の意見書提出にもかかわらず、特許庁は以下の趣旨で拒絶査定処分を行った。

出願意匠と引用意匠とを全体的に比較した場合、シガレットパックとして物品が共通している。また、矩形状容器四隅に切り欠き部を設け、具体的な態様として、正面視における上端及び下端部がそれぞれ最も幅が広がるよう、切り欠きが括れをもって構成されている態様が共通しており、これらが意匠としての特徴部であると認められる。また、開口部の態様は、正面開口部に向かい、傾斜をもって構成されている点が

1) 鈴木公明(2014)「意匠の類否判断における需要者の意義と実務的可能性」日本知財学会第11回年次学術大会発表資料p20より出典

2) 鈴木公明(2013)「ケーススタディ シガレットパックの意匠」東和知財研究Vo.6, No.1, pp26-33.

共通しており、意匠としての大部分を占めている点で共通している。

一方、容器が括れて構成されている点と、直方体で構成されている点に違いは認められるものの、従来この種物品分野において、容器に括れを持たせて構成することは行われており(図5)、また、本願意匠の括れ部は意匠全体から観察した場合、極めて僅かな部分のものであるため、両意匠としての特徴を異にする程の違いとは認められない。

したがって、両意匠は類似するものと認められるため、本願意匠は意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠に該当し、登録を受けることができない。

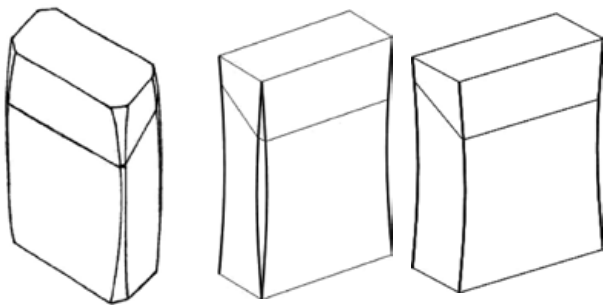


図4 引用意匠

図5 括れを有する容器の例

### 〈対応方針〉

これを不服とする出願人は拒絶査定不服審判を請求した。この請求を行うに際し、筆者が所属する東和知的財産研究所<sup>3)</sup>(以下、研究所)における学術研究の成果を活用し、その助言に従って、以下のステップを経て審判請求の理由を構築することとなった。

- 1) 需要者像の明確化
- 2) エスノグラフィーによる行動特性把握

### 3) ツールミンモデルによる論理構築

以下、各ステップの概要を説明する。

#### 〈需要者像の明確化〉

本件への対応においては需要者像を明確化した上で両意匠が非類似である旨の主張をすることとし、本件意匠が、高価格帯の煙草に用いられるボックスタイプのシガレットパックに係る意匠であることから、その需要者が「たばこ容器の外観の美感到にこだわりのある喫煙者を中心とする喫煙者」であることを前提として論理を構築した。その根拠は、概ね以下の点にある。

従来、需要者がたばこを購入する際に、たばこが直接収納されている容器には、金属製の缶のほか、軽量紙製のソフトカップと重量紙製のボックスがあるが、本願物品のシガレットパックは、このうち、ボックスタイプに分類されるシガレットパックである。また、ソフトカップタイプのシガレットパックは通常、頂部の紙を破り捨てて開封するものであって、容器の外観の美感を損なうことについての配慮が薄いものであるのに対し、ボックスタイプのシガレットパックは、フリップトップと呼ばれる開閉可能な蓋を有し、容器の外観の美感を重視する高級たばこの容器として広く採用されている。

このようなボックスタイプのシガレットパックは、需要者にとって単にたばこを収容・保管するための容器であるばかりでなく、胸ポケットやハンドバッグに入れて携帯・携行するための容器であるため、そのデザインには携帯電話やアクセサリー等と同様にファッション性が求められ、美感到に配慮したデザインが多く採用されている。

したがって、本願物品の需要者は、単にたばこを吸うことや、たばこを携帯・携行することへの関心のみならず、自らの趣味に適合した美感到がシガレットパックに備わっているか否かを意識し、外観の細

3) 東和知的財産研究所 <http://www.towa-patent.com/japanese/institute/index.html>

かいデザインの違いに関心のある、「たばこ容器の外観の美感にこだわりのある喫煙者」を中心とした喫煙者であると言える。

### 〈エスノグラフィーによる行動特性把握〉

ある意匠について、その物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価を行うに際し、i) 意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否かについては、流通、販売の実態を調査することにより把握することができる。また、ii) 需要者(取引者を含む)が関心を持って観察する部位については、需要者が実際に選択・購入し、使用する場面を観察することにより、洞察を得ることができる。

このような目的のために有用なツールがエスノグラフィーである。エスノグラフィーとは、フィールドワーク等を通じて対象とする人々の行動や思考を理解する一連の調査およびこれによって得た調査結果の記録を指し、文化人類学や社会人類学の分野における調査手法として実践されてきた手法であり、近年では商品開発、マーケティング等における重要な手法として広く利用されている。

研究所は、高価格帯のボックスタイプのシガレットパックに収容されている煙草の流通、販売の実態を調査し、さらに、そのような煙草の需要者が、実際に選択・購入し、使用する場面に参加し、行動観察の結果を記録した。このエスノグラフィーから得た洞察に基づき、東和はブレイン・ストーミングを行った上で、シガレットパックの注意を引きやすい部分について、以下の主張を展開するよう助言した。

①選択・購入の際に、本願物品は、自動販売機、たばこ屋またはコンビニエンスストアなどにおいて、主として正面、左側面および右側面が視認できる状態で陳列されているため、正面、左側面および右側面の態様が視覚観察を行う場合に観察されやすく、これらの部分における差異点は注意を引きやすい。

②使用時(喫煙時)には、本願物品は手に持たれ、

またはテーブル上に載置されており、正面、背面、平面、左側面および右側面の各態様が視覚観察を行う場合に観察されやすく、これらの部分における差異点は注意を引きやすい。また、側面四隅の面取り部(審査官は「切り欠き部」と呼称)は、使用時に最も指に触れ易く、使い勝手の観点から注意を引き、かつ、どの角度から見ても常に目に入る部位であるため、意匠に係る物品の用途および機能、大きさ等に基づいて需要者が関心を持って観察する部位である。

③使用時(携帯・携行時)においては、本願物品は胸ポケットやハンドバッグ等に収納されており、需要者は専ら上側から(すなわち平面視により)視覚観察を行うため、上側から視覚観察できる部分における差異点は注意を引きやすい。

### 〈ツールミンモデルによる論理構築〉

多数の論点のうち両意匠の相違点を例に、審査官の提示した論理をツールミンモデルに当てはめると以下の構造となる。なお、審査官は裏付けを明示していない。

データ：容器が括れて構成されている点と、直方体で構成されている点。

論拠1：従来この種物品分野において、容器に括れを持たせて構成することは行われている。

論拠2：本願意匠の括れ部は意匠全体から観察した場合、極めて僅かな部分のものである。

主張：両意匠としての特徴を異にする程の違いとは認められない。

研究所は、少なくともこの相違点に対する評価を覆す必要があると考えた。

(次号に続く)